

株式取扱規程



株式会社リンクアンドモチベーション

株式取扱規程

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (株主名簿管理人)

第2章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

第4条 (株主名簿記載事項等に係る届出)

第5条 (法人株主等の代表者)

第6条 (共有株主の代表者)

第7条 (法定代理人)

第8条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第9条 (機構経由の確認方法)

第3章 株主確認

第10条 (株主確認)

第4章 特別口座の特例

第11条 (特別口座の特例)

第5章 総株主通知等の請求

第12条 (当社による総株主通知の請求)

第13条 (当社による情報提供請求権の行使)

株式取扱規程

第1章 総則

第1条 (目的)

当会社における株主権行使の手続き、その他株式に関する取扱およびその手数料については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という)または株主が振替口座を開設している証券会社、銀行または信託銀行等の口座管理機関(以下「証券会社等」という)が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

1. 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という)を除く)により行うものとする。
2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条 (株主名簿記載事項等に係る届出)

1. 株主名簿に記録される者(以下「株主等」という)は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

第5条 (法人株主等の代表者)

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通

じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第6条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条（法定代理人）

株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

第8条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選定するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所、または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

第9条（機構経由の確認方法）

当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条（株主確認）

1. 株主（個別株主通知を行った株主を含む）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 当会社に対する株主（次項に定める代理人を含む）からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
3. 代理人による請求等をする場合は、株主が署名または記名押印した委任状、その他代理権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 特別口座の特例

第11条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認、その他特別口座に係る取り扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第5章 総株主通知等の請求

第12条（当会社による総株主通知の請求）

当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

（1）当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。

（2）当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。

（3）当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施、その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。

（4）上場廃止、免許取消その他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

（5）取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

第13条（当会社による情報提供請求権の行使）

当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、証券会社等または機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

（1）株主等の同意があるとき。

（2）株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。

（3）株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。

（4）当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。

（5）上場廃止、免許取消その他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

（6）特定の者が株主として請求等をしようとする旨、当会社が認知したとき。

(附 則)

第1条 株券喪失登録者が株券喪失登録の抹消を申請するときは、当社が定める申請書に株券喪失登録請求時に提出した請求書に押印した印鑑を押印して提出するものとする。

第2条 株券喪失登録がなされた株券を所持する者が、当該株券喪失登録の抹消を申請するときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。

第3条 1. 株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記録の変更をしようとするときは、当社が定める届出書に株券喪失登録請求時に提出した請求書に押印した印鑑を押印して提出するものとする。
2. 前項の場合、当社が必要と認める場合には、その事実を証明する資料を添付するものとする。

第4条 附則第1条乃至第4条は株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日の翌日から起算して1年を経過した日をもって削るものとする。

第5条 1. 本規程の改定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日からその効力を生じるものとする。
2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削るものとする。

第6条 1. 本規程の所管はグループデザイン本部とする。
2. 本規程の改定又は廃止は、取締役会で決定するものとする。
3. 本規程は平成14年4月1日より実施する。
4. 本規程は平成18年8月1日改定する。
5. 本規程は平成19年7月1日改定する。
6. 本規程は平成19年12月17日改定する。
7. 本規程は平成20年5月7日改定する。
8. 本規程は平成21年1月5日改定する。
9. 本規程は平成21年6月25日改定する。
10. 本規程は平成27年1月1日改定する。